

## Q&A 「キャラクター」に関する知的財産法

### キャラクター侵害品に対する対抗手段

弁護士 清水 大地

**Q** 著作権法等によって保護される「キャラクター」が第三者によって無断に使用された場合、著作権者等はどのような対抗手段を採ることができるか。

**A** 1 はじめに  
本連載第1回において、「キャラクター」を保護する法律として、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等が挙げられていた。今回は、これらの法律によって保護されることとなった「キャラクター」の権利が、権利者以外の第三者（以下「侵害者」という。）によって無断で使用されるなどして侵害された場合、それぞれの法律に基づいて採り得る対抗手段について概観する。

権利者からしてみれば、侵害者が「キャラクター」を無断で使用していること自体が看過できないであろう。また、侵害者が「キャラクター」を無断で使用した商品を販売するなどして収益を挙げているとすれば、その利益が本来帰属するはずの権利者に入らないことも容認し難いと思われる。このような「キャラクター」の権利が侵害されている場面において、権利者の救済を図るためにどのような手段が用意されているのか、理解しておく必要がある。

以下では、まず、どのような場合に権利侵害が認定されるのかを簡単に確認したうえで(2)、侵害行為に対する差止請求や侵害者に対する損害賠償請求等の民事上の救済手段について概観し(3)、その他の対抗策として税関における水際措置と刑事告訴について触れる(4)。

#### 2 権利侵害の要件

権利者が、侵害者によって「キャラクター」に関する権利を侵害されているのではないかと考えて、後記3の各対抗手段を行使することを検討しようとするとき、前提として、「キャラクター」に関する権利が後記3の各対抗手段を行使できる態様で侵害されていると言えるかを確認することとなる。権利侵害がないのであれば、そもそも救済手段を採る必要がないからである。

そこで、本連載第1回において挙げられていた各種権利はどのような場合に侵害されたと評価されるのかを整理する。

##### (1) 著作権の場合

著作権侵害の要件は、①依拠性、②類似性、③利用行為の3点と整理されている。

①依拠とは、既存の著作物をもとにすることを意味する<sup>1</sup>。既存の著作物に依拠していなければ